

「加工食品品質表示基準の一部改正（案）について」

1. [黒糖及び黒糖加工品]品質表示基準の一部改正に対する意見

「黒糖」の定義で「黒糖」とは、さとうきびの搾り汁に中和、沈殿等による不純物の除去を行い、煮沸による濃縮を行った後、糖みつ分の分離等の加工を行わずに、冷却して製造した砂糖で、固形又は粉末状のものをいう。 としていますが、消費者は「黒糖」と「黒砂糖」を特に区別しておらず、精製されていない黒褐色又は茶褐色の砂糖と理解しています。

更に、北海道では「てん菜（ビート）黒糖を活用した野菜菓子の製造」が経済産業省及び農林水産大臣から地域産業資源活用事業計画に係わる認定を受けています。

これらの状況から、「黒糖又は黒砂糖」とは、砂糖の原料を「さとうきび」と限定するものではなく、砂糖製造時の製造工程で区別すべきものと考えます。

また、輸入黒糖の使用にあっては「原料原産地表示」で、原料に対しては「原材料表示」を明確にすることで、消費者に商品選択に当たっての正しい情報を提供することができるものと考えます。

なお、「黒糖」の表示は一地域に限定して閉鎖的に使用させるものではないと考えます。

2. 氏 名 (社)北海道消費者協会 組織活動部

3. 職 業 消費者団体

4. 住 所 〒060 - 0003 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟 2階

5. 電話番号 011 - 221 - 4217

6. メールアドレス do@syoughisya.or.jp